

## 日本国憲法と教育基本法

宮武和也

### 一・日本国憲法の成立とその過程及び理念

日本の国に憲法という国の基本法があり、それが昭和二十一年十一月三日に制定されたものであるということは当日が国民の祝日とされているので大多数の教育を受けた国民は知っている筈である。しかし、それによって何が定められているのか、国民の権利と義務がどのようになっているのかという細部は周知のものとは云えないであろう。何故ならばその法文を読む限りに於いて、きわめて抽象的に記述されており、日常生活の上で我々の生活様式を大きく変えるようなものはないからである。云ってみれば我々私人は憲法を知らなくても何の不便もなく日常生活を送るのであり、生活上で憲法を意識する必要は大してないのである。その上に英国では紙に書かれた成文憲法が存在しないと聞くと一層憲法に対する注意、関心が低下することになってしまう。

しかし、ここにきて、万一北朝鮮が日本に対し核ミサイルを発射して日本国民を殺傷し国土を破壊するようなことがあれば、どういふ手段をもって対抗出来るのか、或いはただただじっと受忍して何も出来ないのかという判断をしなければならぬ事態が起こり得るとなると、それは何を根拠にして我々は行動出来るのか、或いは出来ないのか、出来るとすればその範囲は何処までかは憲法で決められているのである。或いは欧州の大国で起こっているような大量の移民がもしくは避難民が日本に上陸してきた場合に受け入れるべき

か追い払うべきか、その範囲と手段については誰がどのような手続きでできるのか、その根本の理念は憲法で決めることになるのである。このような将来の仮説を考えるまでもなく、つい六十年前に我々は独伊と組んで米英仏と戦い、ロシアの侵略を受け五百万人に近い人的被害を受けたのである。この時に戦場で戦ったのは我々や先輩達であった。国民は個人としての意見はどのようなものであれこのような国の政策に反対することはできなかった。当時の大日本帝国憲法が、国民に協力の義務を課していたからである。成文憲法を持たなかった英国も急遽国会で必要な法律を制定し、戦争と対応していったのである。戦争についてのみならず戦争を絶対に行わないと憲法で決めているスイスのような永世中立の国でも国防軍を編成し、国民には兵役の義務を課し、敵味方を問わず外国軍を国内に認めないと国際的に宣言をして、経済金融の総力を挙げて国の平和と独立を守っているのである。

日本は昭和二十年八月十五日に無条件降伏をやむなくされた。すべての軍備と領土（北方四島を除く固有の国土）は破棄され海外在住の国民は原則として帰国した。国籍を他国に移して帰国を免れた人々もいたが一定の義務は課されていた。敗戦まで機能していた戦前の大日本帝国憲法は戦勝国の力で改訂を余儀なくされた。

### 二・戦前の「大日本帝国憲法」

天皇の存在は、制度として戦中と戦後を問わず日本国民にこれほど大きな影響を与え続けている方は日本の歴史の中でも空前絶後であろう。日本の敗戦は、歴史の中で一般的に見られるように、国内や軍の革命によるものではなかった。ポツダム宣言は、降伏の条件

を日本に強要するものであったが、一九四五年七月になっても日本政府は十分に理解していただようには思われない。八月十一日に連合国の最終回答の中に「最終的に日本の政府の形態はポツダム宣言に遵い日本国民の自由に表示する意志により決定せられるべきもの (shall be established by the freely expressed will of the

Japanese people)」とあるのを見て日本政府の首脳はとにかく天皇の御一身が安泰になった、或いは国民の指示があれば天皇の統治大権が維持できる。或いは明治憲法の修正存続が出来るとの期待と不安を抱きながら八月十五日の御前会議によるご聖断という形でポツダム宣言を受諾降伏したのであった。もともと元老たちの中には「第二条に「天皇は神聖にして犯すべからず」を「至尊にして侵すべからず」「万世一系の皇男子これを継承す」などの修正を固執するなど」「絶対君主制である」ことに固執している。しかし、この一ヶ月にアメリカ政府は日本の統治体制の改革なる文章をGHIJに送付し「日本国民の自由意志を表明することき方法で憲法改正又はその起草をなし、採択すること」「日本における最終的政治形態は日本国民による自由な意思表示で決定すべきこと」「日本人は皇帝制度を廃止するか」或いはより民主主義的な方向でそれを改革することを奨励指示されなければならない」とした。更にこれを行うのに「命令や強制は最後の手段である」とし、特に日本制度の欠点として「軍が政府、議会から独立して行動することを許した統治の二元性」「貴族院や枢密院の不当な権限」の存在を指摘し、更に「不分な市民の諸権利の保護」などを示したが、この文章は公表しないことと付け加えた。「天皇の人間宣言」は一九四六年一月一日に日本国の首相自身が執筆し戦争放棄宣言も憲法に盛り込む意思が伝えられ、ついでマッカーサー・ノート(二月三日)が伝えられ「憲法改正案を起草して日本政府に提示する決意」とともに「天皇は国家

の元首の地位にある」「皇位は継承される」「天皇の職務及び権能は憲法に基づき行使され国民の基本的意思に應えるものとする」という原則、つまり実権を持つ天皇から象徴的天皇への転換であることを示した。結局マッカーサー・ノートは天皇制の存置を最終的に確認したのである。

それとともに紛争解決のための手段としての戦争の放棄さらに自己の安全を保持するための戦争も放棄する。日本が陸海軍を持つ権能は将来も与えられることはなく、交戦権が与えられることもない」とされた。この辺りについては歴史的経過から後世、今に至るまで修正を加えられ、同盟国間の援助については必要最小限の協力を国際連合からも要請を受けるまでになっている。

しかし、これに先立って明治元年の「五箇条のご誓文」と明治二十三年の大日本帝国憲法が發布されていることは指摘しておきたい。敗戦前に既に日本に民主主義と民主教育があったことを確認しておきたい。

近代法(幕藩体制を脱した後の法制度)は基本的に国民を個人として尊重しているのである。所有権により個人財産は公的に保護しているのである。婚姻法や存続法により親族の財産も取り分として個人に帰属させ保護している。このような考え方は論語の「恒産なければ恒心なし」即ち市民としての自覚は最低限の財産を持つことを社会の基本と考えているのである。当然に政府は国民が教育を受ける権利を重要視した。勿論、財産の保有には義務を伴い、いわゆる公序良俗に従うべきは当然である。即ち①私権は公共の福祉に遵う②権利の行使と義務の履行は信義に従い誠実にこれを為す③権利の乱用は之を許さずなどである。しかし既に現在の民主主義の太宗を示している。そこで五箇条のご誓文と教育勅語であるが、一八六

八年（明治元年）にご誓文と一八九〇年（明治二十三年）に教育勅語が公布されている。

五箇条御誓文

- 一、 広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ
- 二、 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フベシ
- 三、 官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要
- 四、 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 五、 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

教育勅語はもつと庶民の理解を易しと求めていること次の如くである。

日本国民の歴史に遡って我々が文明文化を享受していることは祖先のおかげであること、祖先と我々を継ぐ父母、祖父母、兄弟姉妹、友人や社会を大切にすることが教育の目的であることを天皇が自ら宣言されたのである。それらが眼に見えない祖先崇拜、神仏の尊崇に連なるのである。前途の私有財産を尊重することは我々にそのような教育効果を可能にするというべきと思う。財産の保有は社会的義務を伴い、私権の行使は公共の福祉に従ふべきである。私権の行使と義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならない。権利の乱用はそれをゆるさずというのが社会的な常識であり、最も基本的な教育の目的である。個人財産は公的に保護されており、それを使用して我々は教育を受けるのであるが、どのような教育を受けるかは我々の個人的な自由でその基本になるのは社会人の資質を上げることから出発するのであり、被教育者の立場を尊重しつつも、被教育者の分限を守らせて社会人として成長させ、更には社会の指導者として社会向上の力となること、社会の被教育者を向上させる指導

を行なうという能力と人格の向上をたかめることである。現在の教育基本法に欠陥があるとすれば「個人の尊厳を重んじ」などと未熟な被教育者まで誤解をあたえる如き人間の過度の尊重であるが、それは止め基本的な力を伸ばすことである。宗教教育は人間として何人とも尊重すべきであつて神に近づく努力なくして尊厳は生まれないのである。教育基本九条は宗教教育をあまりに軽く見ている面でも適切でない。宗派は問わない。他人から受ける迫害も人間として許すキリスト教の訓えもあるし、鞭で自分をたたいて戒める回教の修行もある。仏教に見る永い断食と行脚や托鉢もある。技芸や研究での献身的努力も結果として神に近づく修行であろう。教育基本法でいう「真理と正義を愛し責任を重んじ」「自発的な精神を養い、自他を敬愛し」そうすることによって絶対的創造主である神に近づくことである。教育の目的は無意識の有無を問わず、このように神に近づくことであり、教育の場はこのような教育の目的を誤っているのではないか。学校の間では国旗に敬意を払わない、国歌を歌わないという誇りのない生徒の存在や幼いままで自殺まで思いつめて死んでいく少年少女に宗教心が育つていないと思えない。国歌が行うべき教育としては知識、技能、訓練より先に宗教的情操を重視すべきであろう。

**The Constitution of Japan and the Fundamental Law of Education**

Kazuya MIYATAKE

The present constitution of Japan declares the renunciation of war with any country in the world. Historically speaking, there has no been no age or no country without the danger of war. Taking today's nuclear strategy into consideration, it can be safely said that there is a risk that the world could be destroyed physically as well as culturally. Among all countries in the world, Japan is the only nation that states the total abolition of nuclear weapons.

The Imperial Rescript on Education was issued in 1890 and it had the same principles as in the Written Oath of Five Articles-the basics of national morality. They should be the core of education.